

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

- 埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 二
- 埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 () 二
- 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 () 三
- 割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則 (消費生活課) 四
- 埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則 () 四
- 老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 (高齢者福祉課) 四
- 埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託に関する落札者等の公示 (情報企画課) 六

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (南部振興) 六
- (東部振興) 六
- () 七
- (利根振興) 七
- 自動車税等コールセンター運営業務入札参加資格等に関する公示 (税務課) 七

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) 九
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の変更の届出 () 一一
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 () 一一

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出 () 一三
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 一三

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 () 一五
- 平成二十二年歯科技工士国家試験 (保健医療政策課) 一六
- 保安林の指定施業要件の変更 (森づくり課) 一七
- 保安林の指定の解除 () 一七
- 保安林の指定の解除予定 () 一七
- 備前堀土地改良区の定款変更認

- 可 (農村整備課) 一七

- 幸手都市計画事業鷲宮町西大輪特定土地区画整理事業の換地処分 (市街地整備課) 一七
- 県立特別支援学校のスクールバス運行委託に関する落札者等の公示 (特別支援教育課) 一七
- () 一八
- () 一八
- () 一八
- () 一八
- () 一八
- () 一八
- 一般国道二百五十四号の区域の変更 (川越県土) 一九
- 国道百二十五号の供用の開始 (杉戸県土) 一九
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター) 二〇
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 二〇
- 政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) 二〇
- 政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 二二
- 政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 二二
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 二五
- 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 () 二五

(選 管 委) 二五

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し

() () 二六

雑報

○自動車税納税通知書封筒裏面に

掲載する広告の広告主の募集

(税 務 課) 二六

○埼玉県環境影響評価技術審議会

の開催 (環境政策課) 二七

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第百一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十一条農業政策課の項第三号中「転用」の下に「及び遊休農地に関する措置に係る事務」を加え、同条農地活用推進課の項第十二号を第十三号とし、第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 農地法の施行(遊休農地に関する措置に係る事務に限る。)に関する事

附 則

この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第百二号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中14を19とし、13を17とし、その次に次のように加える。

18 法第五十七条第二項の規定に基づき、業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、業務提供誘引販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中12を16とし、11を15とし、10を13とし、その次に次のように加える。

14 法第三十九条第六項の規定に基づき、同条第四項の命令をした旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中9を11とし、その次に次のように加える。

12 法第三十九条第四項の規定に基づき、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、連鎖販売取引電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄中8を10とし、5から7までを7から9までとし、同欄4中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改め、同欄4を同欄5とし、その次に次のように加える。

6 法第十五条第四項の規定に基づき、同条第二項の命令をした旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄3の次に次のように加える。

4 法第十五条第二項の規定に基づき、通信販売電子メール広告受託事業者に対し、一年以内の期間を限り、通信販売電子メール広告に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号部長専決事項の欄に次のように加える。

20 法第五十七条第四項の規定に基づき、同条第二項の命令をした旨を公表すること。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

別表第四県民生活部の表消費生活課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号。以下この項において「法」という。)の施行に
関する事務

- 1 法第三十五条の三の三十二第二項(同項第一号に係る部分に限る。)の規定に基づき、登録個別信用購入あつせん業者に対し、一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 2 法第三十五条の三の三十二第二項の規定に基づき、同条第二項の処分をしたとき、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知すること。

別表第四農林部の表農業政策課の項第三号部長専決事項の欄3から7までを削り、同欄8中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同欄8を同欄3とし、同表第四農林部の表農地活用推進課の項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号部長専決事項の欄3から5までを削り、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農地法(以下この項において「法」という。)の施行に関する事務

- 1 法第三十六条第三項の規定に基づき、調停案を作成すること。
- 2 法第三十六条第四項の規定に基づき、調停案の受諾を勧告すること。
- 3 法第三十九条第一項(法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、特定利用権を設定すべき旨の裁定をすること。
- 4 法第三十九条第四項(法第四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、県農業会議の意見を聴くこと。
- 5 法第四十一条の規定に基づき、

特定利用権に係る貸借の解除を承認すること。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第四県民生活部の表消費生活課の項第五号の改正規定 公布の日
- 二 別表第四農林部の表の改正規定 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三百号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第四号専決事項の欄中10を13とし、9を12とし、同欄8中「第八十三条の二」を「第五十一条第一項」に改め、同欄8を同欄11とし、同欄7中「第八十三条」を「第五十条」に改め、同欄7を同欄10とし、同欄6中「第八十二条第一項」を「第四十九条第一項」に、「以下7及び8」を「次の10及び11」に改め、同欄6を同欄9とし、同欄5中「第二十条」を「第十八条」に改め、同欄5を同欄8とし、同欄4中「第二十条」を「第十八条」に改め、「解除等」の下に「の許可」を加え、同欄4を同欄7とし、同欄中3を6とし、2を5とし、1の次に次のように加える。

2 法第三条第四項の規定に基づき、農地又は採草放牧地に係る権利(使用貸借による権利又は賃借権に限る。次の3及び4において同じ。)の設定の許可をしようとする旨を市町村長に通知すること。

3 法第三条の二第一項の規定に基づき、農地又は採草放牧地に係る権利の設定を受けた者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告す

るいじ。
4 法第二条の二第二項の規定に基づき、農地又は採草放牧地に係る権利の設定の許可を取り消すこと。

附則

この規則は、農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の施行の日から施行する。

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四百号

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則の一部を改正する規則

割賦販売法に規定する立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式を定める規則(平成元年埼玉県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

「第四十一条第三項」を「第四十一条第七項」に改める。

別記様式(表)中「第41条第1項」の次に「又は第5項」を加え、同様式(裏)を次のように改める。

(裏)

割賦販売法(抜粋)

(立入検査)

第41条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第35条の3の61の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査(個別信用購入あつせん業者の第35条の3の5及び第35条の3の7本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。)をさせることができる。

7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第1項から第6項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(都道府県が処理する事務)

第47条 この法律に規定する主務大臣又は経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

【罰則】

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(8) 第41条第1項から第6項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第五百号

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例施行規則(平成八年埼玉県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「割賦販売法(昭和三十六年法律第五十九号)第四条の三第一項」を削り、「これら」を「これら」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第六号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(昭和三十九年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「有料老人ホーム変更(休止、廃止)届」を「有料老人ホーム変更届」に改め、同条に次の一項を加える。

3 法第二十九条第三項の規定による届出は、様式第十六号の有料老人ホーム廃止(休止)届にようなければならぬ。

様式第十五号中「有料老人ホーム変更(休止、廃止)届」を「有料老人ホーム変更届」に、「変更(休止、廃止)したので」と「変更したので」に、「変更(休止、廃止)した年月日」と「変更年月日」に、「変更(休止、廃止)の事由」と「変更理由」に、「変更(休止、廃止)後」と「変更後」に、「変更等の場合の」と「変更に係る」に、「変更等の事項」を「変更事項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

様式第16号(第7条関係)

有料老人ホーム廃止(休止)届

年 月 日

(あて先)

埼玉県知事

老人ホームの設置者
住 所
氏名又は名称
代表者 氏名

㊤

老人福祉法第29条第1項の規定により届け出た有料老人ホームについて、下記のとおり廃止(休止)しますので、届け出ます。

記

- 1 廃止(休止) 予定年月日
- 2 廃止(休止) 理由
- 3 廃止(休止) 後の措置
- 4 休止予定期間(休止しようとする場合)
- 5 その他(添付書類)
 - (1) 廃止(休止)に係る議事録謄本
 - (2) 廃止(休止)事項を確認する資料

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

埼玉県告示第千五百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県市町村電子申請サービス提供業務委託 一式
2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企画財政部情報企画課電子申請推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
3 落札者を決定した日
平成21年10月13日
4 落札者の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
5 落札金額
50,400,000円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 入札の公告を行った日
平成21年8月14日

埼玉県告示第千五百六十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(以下「申請書」といふ)を提出された日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する)。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 申請のあった年月日
平成二十一年十一月十三日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳩ヶ谷協働研究所
3 代表者の氏名
藤原 淳一
4 主たる事務所の所在地
埼玉県鳩ヶ谷市桜町三丁目二番三

三号

五 定款に記載された目的

この法人は、鳩ヶ谷や近隣地域の事業所に対し、売り上げ向上の為の相談を受け、地域経済活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(以下「申請書」といふ)を提出された日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する)。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 申請のあった年月日
平成二十一年十一月十九日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人障害者を支援する会すまいる

三 代表者の氏名

田邊 靖爾

四 主たる事務所の所在地

埼玉県蕨市南町一丁目二番一四号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対し、福祉の増進を行い、社会的自立支援と社会参画に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百六十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書(以下「申請書」といふ)を提出された日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(http://www.saitamaken-npo.net/)により縦覧に供する)。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

- 1 申請のあった年月日
平成二十一年十一月十三日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人99の風
三 代表者の氏名
陸田 亘

四 主たる事務所の所在地
埼玉県春日部市中央三丁目二十番九

号

五 定款に記載された目的

この法人は、お墓の参拝代行や掃除などの事業をすることで60歳以上の雇用の促進を推し進めるとともに、将来的に認知症専門のグループホームなどの運営を視野に入れた非営利活動を行い、雇用促進、福祉、社会貢献等に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百六十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: www.satamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日
埼玉県知事 上田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十一年十一月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人NESげんこつ

三 代表者の氏名

木村 鉄也

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市北越谷二丁目二十三番一
号オリーブハイタワー〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、親の子育てや教育活動、子ども自身の成長自立活動において、困難を抱えている人たちに対し、支援、援助、イベントを行い、次の時代の地域や、国、地球を担う人間を育てることに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百六十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: www.satamaken-npo.net))により縦覧に供する。

活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(Url: www.satamaken-npo.net))により縦覧に供する。

三 代表者の氏名
松崎 豊

四 主たる事務所の所在地
埼玉県行田市大字野千二百五十二番

地

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、子ども達に対し、健やかな生活が送れるよう音楽や舞踊等を通じて福祉施設に対する慰問活動やチャリティーコンサートの開催事業を行い、地域における福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百六十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成二十一年度及び平成二十二年度において県が締結する自動車税等コールセンターの運営業務の委託契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成二十一年十一月二十七日
埼玉県知事 上田 清 司

一 一般競争入札参加資格者

自動車税等コールセンターの運営業務の委託契約に係る一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受けた結果、一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「資格」という。)を有するとして資格の認定を受けた者(以下「一般競争入札参加資格者」という。)とし、知事は一般競争入札参加資格者を自動車税等コールセンター運営業務一般競争入札参加資格登録名簿に記載するものとする。

二 資格審査を受けることができる者

次のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができる。

イ 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者

ロ 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により、県の一般競争入札に参加させないこととされた者

ハ 十三二又はホに該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から二年を経過しない者

三 資格及び格付

資格は、業務の規模及び契約金額に応じて、A級及びB級の二つの格付けに区分して定める。

四 資格審査

資格審査は、次に掲げる事項について行う。

イ 売上額

ロ 経営規模

(1) 自己資本の額

(2) 従業員数

ハ 経営状況

(1) 流動比率

(2) 経営資本回転率

(3) 一人当たり売上高

ニ 営業期間

ホ 障害者雇用状況

ヘ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

五 資格審査の申請方法

資格審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

イ 一般競争入札参加資格審査項目票

ロ 営業経歴書(創業時から現在までの営業経歴を記載したもの)

ハ 事務所一覧表

ニ 申請者が法人である場合は、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)

第十条第一項に規定する登記事項証明書の写し(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

ホ 申請者が個人である場合は、市区町村長が発行する身分証明書の写し

ヘ 申請者が個人である場合は、後見登記等ファイルに成年被後见人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書の写し(被保佐人又は被補助人に

あつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書)

ト 申請者が法人である場合は、決算報告書の写し(申請日の直前一年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時時点で、法人設立後一年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの)

チ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し(申請日の直前一年間の申告に係るもの)

リ 事業税の納税証明書の写し(申請日の直前一年間の事業年度における埼玉県内の事業所に係るもの)

ヌ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ル 障害者雇用状況報告書の写し(従業員数が五十六人以上の事業者のみ必要とする。)

ヲ 障害者雇用の証明書(障害者雇用状況報告書の提出が義務付けられていない事業者で障害者雇用を行っている場合のみ必要とする。)

ワ ISO14001認証取得登録証又は埼玉県エコアップ認証書の写し(認証を受けている場合のみ必要とする。)

カ 委任状(入札、契約、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。)

ヨ 申請者が被保佐人、被補助人又は未成年者である場合は、契約締結のために必要な同意をしている者が発行する同意書

六 申請書の配布及び提出場所

〒三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県庁本庁舎三階 総務部税務課総務・企画担当 電話〇四八―八三〇―二六四〇

七 資格審査の申請時期

申請者は、随時に申請書を知事に提出することができる。

八 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

九 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成二十三年三月三十一日までとする。

十 申請書等の作成に用いる言語等

イ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票は、日本語で作成しなければならない。また、それ以外の書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文

を付記し、又は添付しなければならない。

ロ 申請書及び一般競争入札参加資格審査項目票の金額表示は、日本国通貨によりしなければならない。また、それ以外の書類で外国通貨により金額を表示してあるものは、日本国通貨に換算した金額表示を付記し、又は添付しなければならない。

なお、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程(昭和二十二年大蔵省令第九十五号)第十六条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

十一 資料の請求等

知事は、資格審査に際し、必要があるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

十二 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつた場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- イ 商号、名称又は氏名
- ロ 代表者又は代理人
- ハ 所在地(代理人の所在地を含む。)

埼玉県告示第千五百六十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人 はんだ整形外科	医療法人はんだ整形外科	鶴ヶ島市新町一―七―一三	平成二十一年十月二日
医療法人千仁会 奥秋内科	医療法人千仁会	川口市並木二―二―一六 フェニーチェ並木一〇〇号	平成二十一年十月一日
ハピネス診療所	細村 泰夫	行田市長野七二九六一―一	平成二十一年十月一日
医療法人社団明雄会 本庄児玉病院	医療法人社団明雄会	本庄市児玉町児玉七二〇	平成二十一年十一月一日

二 印鑑(実印、使用印又は代理人印)

ホ 資本金

ヘ 電話番号又はファクシミリ番号

ト 障害者雇用状況

チ ISO14001又は埼玉県エコアップの認証取得状況

十三 資格の取消し

知事は、一般競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格の認定を取り消すことができる。

- イ ニイ又はロのいずれかに該当する者となつたとき。
- ロ 申請書又はその添付書類等に故意に虚偽の事項を記載したとき。
- ハ 経済的信用を著しく欠くと認められるとき。
- ニ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第三条又は第八条第一項第一号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。
- ホ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十六条の三第二項の規定により逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると知事が認めるとき。

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

たけうちクリニック	竹内幾也	鴻巣市本町二一七	平成二十一年十一月五日
プラナーナクリニック	青木康弘	深谷市柏合一四四二	平成二十一年十一月四日
そうか在宅診療所	白昌善	草加市高砂一六二八	平成二十一年九月一日
志木駅前クリニック	医療法人社団悠友会	新座市東北二三四一五二階	平成二十一年十月一日
ひまわり診療所	鮫島剛	新座市馬場一二三三一階	平成二十一年十一月二日
新座座眼科	山川英彦	新座市東北二二二二二階	平成二十一年十月一日
なかの小児科クリニック	中野和俊	ふじみ野市上福岡六四一五	平成二十一年十月二十八日
木乃里クリニック	児嶋弘泰	比企郡ときがわ町馬場五〇一	平成二十一年十月二十七日
医療法人康生会 柏原歯科医院	医療法人康生会	狭山市広瀬東一四一三四	平成二十一年九月二十四日
グリーン歯科	竹内貴広	鴻巣市本町二一七	平成二十一年十一月五日
内田歯科医院	内田雅典	上尾市西門前六〇七	平成二十一年十月二十日
ひろ歯科医院	金村弘成	越谷市東越谷九二六六一五	平成二十一年十月八日
クレハ歯科医院	呉武城	蕨市錦町二二三三	平成二十一年十月二十九日
医療法人社団洋仁会 和光ファミリー歯科	医療法人社団洋仁会	和光市丸山台一九一三	平成二十一年十月一日
ふくデンタルクリニック	中村由香	新座市東一一一三六	平成二十一年十一月四日
ぬまお歯科医院	沼尾尚也	八潮市新町五二二	平成二十一年十月五日
ドレミ薬局	有限会社ティイー・エム	熊谷市妻沼東五五一	平成二十一年一月一日
サンドラッグ川口前川薬局	株式会社 サンドラッグ	川口市前川一一二六一五三	平成二十一年十月九日
薬局アポック 行田店	株式会社 日本アポック	行田市富士見町二一七一	平成二十一年十一月二日
薬局 松山中央	薬樹株式会社	東松山市材木町二一八	平成二十一年十月一日
薬局ティーダ 北鴻巣店	株式会社 キュアメディカル	鴻巣市八幡田字前通五三二一	平成二十一年五月一日
寺島薬局 北鴻巣駅前店	寺島薬局 株式会社	鴻巣市赤見台一一一三三	平成二十一年十一月四日
新生堂薬局	中野洋二	越谷市蒲生旭町一一一	平成二十一年六月四日
ピュア薬局 2号店	有限会社 ピュアファーマシー	戸田市喜沢一一二六一	平成二十一年十一月一日
ヒロ薬局 志木店	トモニティ株式会社	志木市上宗岡五一八一七	平成二十一年十月一日
セントラル薬局	セントラルメディカル株式会社	北本市石戸宿一九三三五	平成二十一年十月一日
薬局マツモトキヨシららぽーと新三郷店	株式会社 マツモトキヨシ	三郷市新三郷ららぽーと	平成二十一年十月二日
うれし野薬局	株式会社 A P	ふじみ野市うれし野一一五二三一一B	平成二十一年十月一日
平塚薬局 越生店	株式会社 ウィーズT	入間郡越生町黒岩二二〇一一	平成二十一年九月一日

大河堂薬局 そうごう薬局ときがわ店 平塚薬局 菅谷店 埼玉医療生活協同組合 羽生訪問看護ステーション	株式会社 キュアマメディカル 総合メディカル 株式会社 株式会社 ウィーズT 埼玉医療生活協同組合	比企郡小川町青山一四七一 比企郡ときがわ町馬場四九一六 比企郡嵐山町菅谷四六三三三 羽生市上岩瀬六六〇	平成二十一年 五月 一日 平成二十一年 十一月 二日 平成二十一年 九月 一日 平成二十一年 三月 一日
---	--	--	---

二 指定施術者

氏名	住所	施設			指定年月日
		名称	所在地	術	
鈴木 裕一郎		ゆう 整形外科	所沢市小手指町一―三―三―一〇一	平成二十一年 八月 十七日	
堀内 秀夫		戸塚 接骨院	川口市長蔵二―一―二〇	平成二十一年 十月 十五日	
楊 哉		やなぎ 接骨院	飯能市柳町九―二 飯能オーケービル一F	平成二十一年 六月 一日	
大山 泰弘		大山 接骨院	東松山市日吉町二―一―一五	平成二十一年 五月 一日	
小川 忠恒		麦わら 整骨院	東松山市西本宿二五〇七―四	平成二十一年 九月 二十九日	
齋藤 優		新田ふれあい通り整骨院	草加市金明町二七六―二六	平成二十一年 十月 十五日	
川崎 憲彦		ケア 治療院	新宿区西新宿八―八―六一F	平成二十一年 十月 十七日	
岡田 有一		おかだ 整骨院	栃木県足利市八幡町一―二―一六	平成二十一年 十月 二十六日	
小谷 里奈子	川口市芝四八八五―二ハイライズB二〇二一			平成二十一年 十月 二十七日	
吉田 吉彦		治療室リハネット	さいたま市中央区鈴谷二―七九四ミオ浦和	平成二十一年 十月 七日	
石川 正彦		石川針灸マッサージ院	新座市馬場二―一〇―一五	平成二十一年 十一月 四日	
江口 一暁		江口鍼灸治療院	三郷市戸ヶ崎二―一四二―七	平成二十一年 十月 二十日	
高橋 勝		グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町五六五―一―一〇一―二	平成二十一年 十月 二十八日	
金子 康之	南埼玉郡菖蒲町新堀一九三四―四			平成二十一年 十月 十五日	

埼玉県告示第千五百七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団健賛会 桶川腎クリニック		医療法人社団偕行会埼玉 桶川共立クリニック	医療法人社団健賛会 桶川腎クリニック

医療法人社団敬優会 リッパデンタルクリニック	所在地	所沢市大字山口八〇八―三	所沢市小手指台三三―一 ミーマーケット所沢山口店2F
みずほ薬局	所在地	所沢市上新井二五四	所沢市上新井三二―一
つきのわ	所在地	比企郡滑川町大字月輪 一三四街区二画地	比企郡滑川町月の輪一 四―一
クローバ薬局	所在地	細村耳鼻咽喉科医院	寺坂医院
寺坂医院	名称	細村耳鼻咽喉科医院	寺坂医院
石塚クリニック	所在地	所沢市上新井一〇― 二	所沢市上新井一―四― 四
雨宮医院	所在地	所沢市上新井八六九― 三	所沢市上新井三―五五 ―八

二 指定施術者

名称	変更事項	変更前	変更後
ところの森 整形外科院	所在地	所沢市上新井八七九― 八ユニオンビル一〇二	所沢市上新井三―六六― 二ユニオンビル一〇二
神田治療院	所在地	所沢市上新井一三二二― 一三	所沢市上新井五―二― 二二

埼玉県告示第千五百七十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
はんだ整形外科	鶴ヶ島市新町一―七―一三	平成二十一年九月三十日

草加駅前 すがなみ眼科	草加市高砂二―九―二 北館Nビル4F	平成二十年一月三十日
志木駅前 クリニックス	新座市東北二―三四―一五―二 〇一	平成二十一年九月三十日
新座眼科	新座市東北二―三二―一五太田 ビル5F	平成二十一年九月三十日
そうか在宅診療所	草加市高砂一―六―二八 イト ピア草加マンション一〇五	平成二十一年八月三十一日
医療法人康生会 柏原歯科医院	狭山市上広瀬六八―二 フジミ スカイビル3F	平成二十一年九月二十四日
ドレミ薬局	熊谷市妻沼東三―六七	平成二十年十二月三十一日
大河堂薬局	比企郡小川町青山一四七一	平成二十一年四月三十日
ヒロ薬局 志木店	志木市上宗岡五―一八―七	平成二十一年九月三十日
薬局ティード 北鴻巣店	鴻巣市八幡田五三二―一	平成二十一年四月三十日
平塚薬局越生店	入間郡越生町黒岩二一〇―一	平成二十一年八月三十一日
海の子薬局坂戸店	坂戸市南町九―五ゼネラルビル 一階	平成二十一年九月三十日
薬局松山中央 有限会社平塚薬局 菅谷店	東松山市材木町二―一五 比企郡嵐山町菅谷四六三―三	平成二十一年九月三十日 平成二十一年八月三十一日

二 指定施術者

大津 勉	住 所	名 称	壽 整 骨 院	所 在 地	所 在 地	廢 止 年 月 日
				所沢市美原町二一九六五―五		平成二十一年 九月 二日

埼玉県告示第五百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
富士歯科医院	川口市芝新町四―一 須賀第三ビル五F	平成二十一年 十月 十六日

埼玉県告示第五百七十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。
平成二十一年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
志木駅前クリニック	新座市東北二―三四―一五 二階	医療法人社団 悠友会	訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 十月 一日 平成二十一年 七月 九日 平成二十一年 十月 三十日
たんぼぼ歯科クリニック	蓮田市本町二―二〇 伊勢谷ビル二F	吉田 浩二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	平成二十一年 十一月 九日
まつぶし薬局	北葛飾郡松伏町築比地四三八	エイチツーオー株式会社	居宅療養管理指導	平成二十一年 七月 一日
ビューライフ デイサービス	川口市朝日五―九―二二	株式会社 新日本メンテナンス	介護予防通所介護	平成二十一年 十月 三十日

埼玉県告示第千五百七十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

もの)とされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
石 塚 ク リ ニ ッ ク	所在地	所沢市上新井一〇一	所沢市上新井一四四	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
デイサービス純誠会 しんわ	名 称	デイサービス純誠会たかす	デイサービス純誠会しんわ	通所介護 介護予防通所介護
デイサービスピュア純誠会 しんわ	所在地	三郷市高州一五〇一	三郷市新和四二〇五	通所介護 介護予防通所介護
ハッピー武里団地・訪問看護ステーション	所在地	春日部市大枝八九 武里団地二街区九号棟一〇五号	春日部市大場二三八一 高橋第三店舗一F	訪問看護 介護予防訪問看護
ハッピー春日部中央・ヘルパーステーション	所在地	春日部市中央五一二二 ライフビル三階	春日部市中央七六三 中央七丁目貸店舗事務所一階	訪問介護 介護予防訪問介護
ハッピー春日部中央・訪問入浴ステーション	所在地	春日部市中央五一二二 ライフビル三階	春日部市中央七六三 中央七丁目貸店舗事務所一階	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
ハッピー春日部中央・居宅介護支援事業所	所在地	春日部市中央五一二二 ライフビル三階	春日部市中央七六三 中央七丁目貸店舗事務所一階	居宅介護支援 訪問介護
ハッピー武里団地・ヘルパーステーション	所在地	春日部市大枝八九 武里団地二街区九号棟一〇五号	春日部市大場二三八一 高橋第三店舗一F	訪問介護 介護予防訪問介護
ハッピー武里団地・居宅介護支援事業所	所在地	春日部市大枝八九 武里団地二街区九号棟一〇五号	春日部市大場二三八一 高橋第三店舗一F	居宅介護支援 訪問入浴介護
ハッピー川口中央・訪問入浴ステーション	名 称	ハッピー川口柳崎・訪問入浴ステーション	ハッピー川口中央・訪問入浴ステーション	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護
ハッピー川口中央・訪問入浴ステーション	所在地	川口市柳崎三一〇一五	川口市中青木一一三五 小林合同会計ビル一〇三	訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護

埼玉県告示第千五百七十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があつた。
平成二十一年十一月二十七日
埼玉県知事 上田清司

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃 止 年 月 日
志木駅前クリニックス	新座市東北二三四一五二〇一	訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 訪問介護 介護予防訪問介護 小規模多機能型居宅介護	平成二十一年九月三十日 平成二十一年十一月一日 平成二十一年九月三十日
在宅サポート21 入間	入間市豊岡五一一二 TM第一ビル二階		
ニチイのやわらぎ草加住吉	草加市住吉一一一三三八		

埼玉県告示第千五百七十六号

歯科技工士法の一部を改正する法律(昭和五十七年法律第一号)附則第二条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。
平成二十一年十一月二十七日

埼玉県知事 上田清司

一 試験期日及び試験場所

試験期日	試験場所
平成二十二年二月十八日(木)	さいたま市見沼区東大宮一一二一三五 埼玉歯科技工士専門学校
平成二十二年二月十九日(金)	さいたま市浦和区高砂三一二一二十四 埼玉教育会館

二 試験科目

歯科技工士法施行規則(昭和三十年厚生省令第二十三号。以下「施行規則」という。)第八条に掲げる試験科目

三 受験資格

歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号)第十四条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

施行規則第七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

三万六千円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受験願書の提出期間及び場所

平成二十二年一月十四日(木)

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後三時三十分まで
 埼玉県保健医療部保健医療政策課
 五 合格発表
 平成二十二年三月十九日(金)

埼玉県告示第千五百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
 平成二十一年十一月二十七日
 埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 秩父市中津川字下岩舟一八、一一九、字下モ山二二四、一二五、一二七、一三〇、字家向五三八、字大宮沢五三九、字相原山五四〇の一、字向山五四三の一、五四三の二、五四三の九、字深沢五四四、字高岩五五三、字赤岩日影五五四、五五五の一、字後山五六二の一、字小若沢五三六、字滑沢五三七、字ヲロ沢五四五

二 保安林として指定された目的
 公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採方法 変更しない。
 ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹

種は、次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を埼玉県庁並びに秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

埼玉県告示第千五百七十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成二十一年十一月二十七日
 埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所
 熊谷市柴字原谷一〇の六四

二 保安林として指定された目的
 耕地の防風

三 解除の理由
 電気工作物施設用地とするため

埼玉県告示第千五百七十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項

の規定により告示する。

平成二十一年十一月二十七日
 埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所
 所沢市大字新郷二〇四の三四、二〇四の三七、二〇四の四二、二〇四の四三、二一四の二

二 保安林として指定された目的
 耕地の防風

三 解除の理由
 道路用地とするため

埼玉県告示第千五百八十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年十一月二十日認可した。
 平成二十一年十一月二十七日
 埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称
 備前堀土地改良区

二 事務所所在地
 北埼玉郡騎西町

埼玉県告示第千五百八十一号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定による幸手都市計画事業鷲宮町西大輪特定土地区画整理事業について換地処分があったので、公告する。

平成二十一年十一月二十七日
 埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第千五百八十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。
 平成二十一年十一月二十七日
 埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量
 埼玉県立特別支援学校埼玉保己一学園スクールバス運行業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地
 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
 平成21年9月18日

4 落札者の氏名及び住所
 丸大観光株式会社 埼玉県入間市扇町屋4丁目1番35号

5 落札金額
 61,425,000円

6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

7 入札の公告を行った日
 平成21年8月7日

埼玉県告示第十五百八十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県長 嶋 上 田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立熊谷特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社協同バス 埼玉県行田市佐間1丁目20番36号

- 5 落札金額
503,594,700円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年8月7日

埼玉県告示第十五百八十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立大宮北特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

- 3 落札者を決定した日
平成21年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6番18号

- 5 落札金額
198,975,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年8月7日

埼玉県告示第十五百八十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県長 嶋 上 田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立上尾特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の

名称及び所在地

- 1 埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 2 落札者を決定した日
平成21年9月18日
- 3 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1—4—5 グランジャリオ202

- 4 落札金額
155,400,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 入札の公告を行った日
平成21年8月7日

- 7 入札の公告を行った日
平成21年8月7日

埼玉県告示第十五百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県長 嶋 上 田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立越谷西特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日
平成21年9月18日

- 4 落札者の氏名及び住所
関東自動車株式会社 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目6番18号
- 5 落札金額
257,250,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成21年8月7日

埼玉県告示第十五百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける懸賞について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県長 嶋 上 田 豊 臣

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立上尾かしの木特別支援学校スクールバス運行業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課総務・振興助成担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年9月18日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社平成エンタープライズ 埼玉県富士見市東みずほ台1—4—5

ランシャリオ202
5 落札金額

32,760,000円
6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札
7 入札の公告を行った日

平成21年8月7日

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 高 沢 清 史

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 二百五十四号
- 三 道路の区域

旧新別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル) 長	備 考
旧	富士見市大字勝瀬字柳合三九一番一地从り同市大字勝瀬字柳合三六三番三地从り先まで	三六・一〇、 七一・〇〇	五六・三二	
新		三六・一〇、 三六・一〇		

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年十一月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道

路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 平 井 順 一

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
百二十五号	北葛飾郡栗橋町大字佐間字古堤一七三四番一地从り同郡同町大字佐間字古堤一七五二番一地从り先まで	平成二十一年十一月二十七日	延長一六三・五八メートル 交差点整備事業・自転車歩行者道整備事業による。

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千百一号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長

坂巻 一男

一 許可番号

平成二十一年十月二十一日

指令越建セ第二一〇二二三〇号

二 検査済証番号

平成二十一年十一月二十日

第三〇二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菖蒲町大字柴山枝郷字丸谷

一九五八一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡菖蒲町大字小林三二二九

七

渡辺 順一

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県教育委員会委員長

松居 和

一日時

平成二十一年十二月三日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一 号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 教職員の人事について

ロ その他

埼玉県選管告示第百五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成21年10月1日)10月31日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
明るい神川町を創る会	小島 隆利	小林 豊幸	児玉郡神川町下阿久原一〇八五一	平成二十一年 十月 八日
井上ひでたか後援会	名取 英夫	二杉 次男	日高市原宿三八四一二二(井上方面)	平成二十一年 十月 三十日
植原育雄後援会	植原 育雄	川崎 智	児玉郡上里町七本木六一一五	平成二十一年 十月 八日
小暮ちえ子後援会	小暮 ちえ子	小暮 博一	本庄市仁手二二二	平成二十一年 十月 三十日
近藤しげる後援会	近藤 茂	近藤 礼子	鶴ヶ島市上広谷七九二一一一〇二〇	平成二十一年 十月 五日
秀山山会	本坊 良治	洪田 宏	春日部市粕壁東三一九一八	平成二十一年 十月 五日
千本桜団児玉地域後援会	清水 達夫	清水 光枝	本庄市児玉町高柳三二〇	平成二十一年 十月 二十二日
日本共産党久保みき後援会	富永 勇	石川 巖	さいたま市桜区大久保領家五五六一一	平成二十一年 十月 九日
人と自然にやさしい鶴ヶ島をつくる会	田口 幸央	田口美恵子	鶴ヶ島市富士見三一五一一二〇一	平成二十一年 十月 一日
ゆうあいクラブさいたま	佐藤 尚武	宇津木敏恵	坂戸市薬師町一一一一一〇五	平成二十一年 十月 十三日
勇志の会	清水 勇人	大島 義信	さいたま市見沼区風渡野四三〇一六一一F	平成二十一年 十月 十五日
吉田しんげ児玉地域後援会	立川 源定	新井 昭一	本庄市児玉町八幡山三五五	平成二十一年 十月 二十二日
若育会	若谷 正巳	鈴木 和子	川口市柳根町一三二一A一〇三	平成二十一年 十月 六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選管告示第百五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から異動の届出があった。

(平成21年10月1日~10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項
自由民主党埼玉県第六選挙区支部	会計責任者
自由民主党寄居支部	代表者
	会計責任者
	主たる事務所の所在地

新	富岡洋子	旧	千田茂	届出年月日	平成二十一年十月七日
	松本勇		石渡勲		平成二十一年十月八日
	小此木道郎		松本勇	同	同
	大里郡寄居町寄居二三三五一一〇		大里郡寄居町鉢形八〇五	同	同

(二) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項
新しい郷土をひろく市民連合会	会計責任者
新井家光後援会	会計責任者
安藤重男後援会	代表者
一幸会	会計責任者
おかべ三郎後援会	代表者
小泉龍司後援会	主たる事務所の所在地
鶴ヶ島市山口泰明後援会	代表者
	主たる事務所の所在地
ふじなわ善朗後援会	主たる事務所の所在地
龍の会	主たる事務所の所在地

新	斎藤光	旧	荒井豊江	届出年月日	平成二十一年十月一日
	田口達朗		新井直美		平成二十一年十月一日
	佐々木彰		岡山巖		平成二十一年十月九日
	富岡洋子		千田茂		平成二十一年十月七日
	岡部三郎		天沼秀作		平成二十一年十月十五日
	秩父市山田二七二一一		秩父市山田二七二一一		平成二十一年十月十六日
	伊藤邦夫		高篠憲光		平成二十一年十月一日
	鶴ヶ島市五味ヶ谷二〇二		鶴ヶ島市中新田二〇八	同	同
	鶴ヶ島市藤森八八一三オシャレハウスC号室		鶴ヶ島市脚折二二三一一一〇一		平成二十一年十月五日
	秩父市山田二七二一一		秩父市山田二七二一一		平成二十一年十月十六日

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選管告示第百六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が

あったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記一(平成21年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
埼玉社会問題研究会	平成二十一年六月一日	平成二十一年十月八日
しぶた智秀後援会	平成二十一年九月三十日	平成二十一年十月七日
しぶた智秀政策研究会	平成二十一年九月三十日	平成二十一年十月七日
水野たけみつ後援会	平成二十一年九月三十日	平成二十一年十月十五日
結い	平成二十一年九月十五日	平成二十一年十月一日

別記二(平成21年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
高橋こうすけ後援会	平成二十一年十月十七日	平成二十一年十月二十八日

別記三

埼玉社会問題研究会

報告年月日 平成21年10月8日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附

ア 政治団体からの寄附

合計

〔寄附の内訳〕

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)

埼玉民社協会

(2) 支出の内訳

解散年月日

届出年月日

平成二十一年十月十七日

平成二十一年十月二十八日

ア 経常経費

イ 光熱水費

ロ 事務所費

イ 政治活動費

ロ 選挙関係費

イ 寄附・交付金

合計

政治団体の名称 しぶた智秀後援会

報告年月日 平成21年10月7日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

イ 寄附

平成二十一年六月一日

平成二十一年十月八日

平成二十一年九月三十日

平成二十一年十月七日

平成二十一年九月三十日

平成二十一年十月七日

平成二十一年九月三十日

平成二十一年十月十五日

平成二十一年九月十五日

平成二十一年十月一日

平成二十一年十月十七日

平成二十一年十月二十八日

7,221円

310,958円

20,000円

500,000円

838,179円

1,949,579円

0円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

1,949,579円

a 個人からの寄附 合計 [寄附の内訳] ア 個人からの寄附	(金額) 1,949,579円 1,949,579円	(住所) 春日部市 戸田市
伊田智秀 伊田宏	1,097,900円 851,679円	春日部市 戸田市
(2) 支出の内訳 ア 経常経費		
(イ) 光熱水費 (ロ) 備品・消耗品費 (ハ) 事務所費	49,069円 119,140円 560,729円	
イ 政治活動費 (イ) 組織活動費 (ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費 a 機関紙誌の発行事業費 (ハ) 調査研究費 (ニ) 寄附・交付金 (ホ) その他の経費	982,561円 98,405円 98,405円 98,405円 69,675円 40,000円 30,000円	
合計	1,949,579円	

政治団体の名称 **しぶた智秀政策研究会**
 報告年月日 平成21年10月7日
 (平成21年分)

(イ) 寄附 a 個人からの寄附 合計 [寄附の内訳] ア 個人からの寄附	(金額) 168,108円 168,108円	(住所) 春日部市 戸田市
伊田智秀 伊田宏	108,000円 60,108円	春日部市 戸田市
(2) 支出の内訳 ア 経常経費		
(イ) 光熱水費 (ロ) 備品・消耗品費	23,893円 13,930円	
イ 政治活動費 (イ) 組織活動費 (ロ) 機関紙誌の発行その他の事業費 a 宣伝事業費 (ハ) 調査研究費 (ニ) その他の経費	98,270円 26,250円 26,250円 26,250円 3,925円 1,840円	
合計	168,108円	

政治団体の名称 **水野たけみつ後援会**
 報告年月日 平成21年10月15日
 (平成21年分)

1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア 寄附	56,000円 56,000円 0円 56,000円 56,000円 56,000円
---	---

a 個人からの寄附			
合計		56,000円	
〔寄附の内訳〕			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
その他の寄附	56,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 政治活動費			
(イ) その他の経費			
合計		56,000円	

政治団体の名称 結いの会
 報告年月日 平成21年10月1日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額		0円	
ア 前年繰越額		0円	
イ 本年収入額		0円	
(2) 支出総額		0円	

政治団体の名称 高橋こうすけ後援会
 報告年月日 平成21年10月28日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額		157,100円	
ア 前年繰越額		0円	
イ 本年収入額		157,100円	
(2) 支出総額		34,850円	
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳		7,100円	
ア 個人の負担する党費又は会費		(71人)	

イ 寄附			
(イ) 寄附			
a 個人からの寄附			
合計		150,000円	
〔寄附の内訳〕			
ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
その他の寄附	150,000円		
(2) 支出の内訳			
ア 政治活動費			
(イ) 組織活動費			
合計		34,850円	

(平成18年分)

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額		128,750円	
ア 前年繰越額		122,250円	
イ 本年収入額		6,500円	
(2) 支出総額		76,000円	
2 収入・支出の内訳			
(1) 収入の内訳			
ア 個人の負担する党費又は会費		6,500円	
合計		(65人)	
(2) 支出の内訳			
ア 政治活動費			
(イ) 組織活動費		46,000円	
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費		30,000円	
a 機関紙誌の発行事業費		30,000円	
合計		76,000円	

(平成19年分)

1 収入・支出の総額			
(1) 収入総額		52,750円	

ア 前年繰越額	52,750円	合計	47,000円
イ 本年収入額	0円	(平成21年分)	
(2) 支出総額	0円	1 収入・支出の総額	5,750円
		(1) 収入総額	5,750円
1 収入・支出の総額	52,750円	ア 前年繰越額	5,750円
(1) 収入総額	52,750円	イ 本年収入額	0円
ア 前年繰越額	52,750円	(2) 支出総額	5,750円
イ 本年収入額	0円	2 収入・支出の内訳	
(2) 支出総額	47,000円	(1) 支出の内訳	
2 収入・支出の内訳		ア 政治活動費	5,750円
(1) 支出の内訳		イ 組織活動費	5,750円
ア 政治活動費		合計	
イ その他の経費	47,000円		

埼玉県選管告示第百六十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。
(平成21年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)
その他の政治団体

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡部三郎	熊谷市議会議員	おかべ三郎後援会	熊谷市中西三―二―一八	平成二十一年十月十五日
小暮ちえ子	本庄市議会議員	小暮ちえ子後援会	本庄市仁手二―二	平成二十一年十月三十日
清水勇人	さいたま市長	勇志の会	さいたま市見沼区風渡野 四三〇―六一―一F	平成二十一年十月二十七日
田口幸央	鶴ヶ島市議会議員	人と自然にやさしい鶴ヶ島をつくる会	鶴ヶ島市富士見三一―五―二〇一	平成二十一年十月一日
若谷正巳	川口市議会議員	若育会	川口市柳根町一―三―一A 一〇三	平成二十一年十月六日

埼玉県選管告示第百六十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十一年十一月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成21年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

異動事項

新

旧

届

出

年

月

日

小泉 龍 司

衆議院小選挙区選出議員 龍の会

主たる事務所の所在地

秩父市山田二七二二一

秩父市山田二七二二一

平成二十一年十月十六日

埼玉県選管告示第百六十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成21年10月1日～10月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)

公職の種類

資金管理団体の名称

指定取消年月日

届

出

年

月

日

清水 勇 人

さいたま市長

勇政会

平成二十一年十月二十日

平成二十一年十月二十七日

若谷 正 巳

川口市議会議員

若谷正巳後援会

平成二十一年十月五日

平成二十一年十月六日

雑 報

平成二十二年五月に発送する自動車税の納税通知書の封筒裏面の広告欄に、広告の掲載を希望する団体を募集する。なお、広告掲載を希望するものは、次の掲載申込期限及び税務課広告掲載要綱に従い、広告掲載申込書を提出するものとする。

○ 申込期限等

一 掲載申込期限

平成二十二年一月十五日(金)

二 広告掲載申込書

税務課で配布する。

○ 税務課広告掲載要綱

一 趣旨

この基準は、埼玉県(以下「県」という。)が発付する自動車税納税通知書用封筒裏面に広告を掲載する際に必要な事項を定めるものとする。

二 広告の申込み

広告掲載の希望者は税務課所定の

広告掲載申込書を県に提出するものとする。

なお、次の業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

(1) 自動車の販売等に関連する業種

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適

正化等に関する法律で風俗営業と

規定される業種、及び類似の業種

(3) 消費者金融に係るもの

(4) たばこ及び酒類に係るもの

(5) ギャンブルに係るもの

(6) その他、県が適当でないと認めるもの

三 広告主の決定方法

次の二段階の選定を行い広告主

(一団体)を決定する。ただし、(2)

による価格が同額である場合はくじにより決定する。

(1) 広告掲載申込書に記載された広

告内容が、自動車税納税通知書用封筒に掲載する広告として適当で

あるもの

(2) 前記(1)のうち、広告価格が最も高いもの

四 広告価格

(1) 広告掲載申込書に記載する広告

価格は一五〇万円以上とし、この

価格には消費税相当分を含まない

ものとする。

(2) 広告デザイン等の広告作成に要

する費用は広告主の負担とする。

五 掲載する広告の制限事項
次の広告については掲載できないものとする。
ア 法令等に違反しているもの

- イ 公序良俗に反しているもの又は反する恐れのあるもの
- ウ 政治性又は宗教性のあるもの
- エ 意見広告
- オ 個人の氏名広告
- カ 県税を滞納している団体等のもの
- キ あたかも県が推奨しているような誤解を与える恐れのあるもの
- ク 私企業の商品、サービス等の広告及び企業イメージの向上を意図した広告
- ケ その他、県の封筒に掲載される広告として適当でないと県が認めるもの
- 六 表示の義務
 - (1) 広告には広告の責任の所在を明瞭に表示しなければならない。
 - (2) 広告の上部に縦1.0cm×横3.5cm以上の大きさで「県」と表示しなければならない。
- 七 広告内容の承認

広告主は掲載しようとする広告について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。
- 八 その他

広告主は別に定める日までに県に広告原稿の提出をしなければならない。

- 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県総務部税務課 課税担当
電話〇四八(八三〇)二六五九
- ~~~~~
- 埼玉県環境影響評価技術審議会を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

平成二十一年十一月二十七日
埼玉県環境影響評価技術審議会
会長 水口 俊典

 - 一 開催日時

平成二十一年十二月四日(金) 午後二時から午後三時三十分まで
 - 二 開催場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号
 - 三 議題

埼玉県会館七A会議室
東埼玉資源環境組合一般廃棄物処理施設(第二工場)整備事業に係る環境影響評価準備書について
 - 四 傍聴者の定員

二十人

- 五 傍聴手続

傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、埼玉県環境影響評価技術審議会の許可を得た上で、会議の会場に入ることができるとする。

傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 六 問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県環境影響評価技術審議会事務局(埼玉県環境部環境政策課環境影響評価担当)
電話〇四八(八三〇)三〇四一

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二―(代表)
印刷所	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)